

# 営業許可手続きの ご案内

食中毒予防の三原則

一、菌をつけない

一、菌をふやさない

一、菌をやっつける

## ～営業許可の手続き～

### ① 保健所への事前相談

- 工事に着工する前に施設の設計図面等を持参の上、施設基準（注1）に適合するかどうかあらかじめ相談してください。
- 施設ごとに衛生的な管理運営をするための、食品衛生責任者（注2）を設置しなければなりません。



### ② 申請書類の提出等

#### 保健所に持参するか電子申請

#### ★申請時に必要なもの★

- 営業許可申請書（新規）
- 施設の構造及び設備を示す図面
- 手数料（業種によって異なります）
- 食品衛生責任者であることを証する書類又は誓約書
- （法人登記事項証明書の写し）
- （水質検査成績書）

### ③ 施設の確認検査

- 事前に検査の日程を、担当者と打ち合わせておいてください。
- 検査の際は、原則として営業者が立ち会ってください。
- 施設基準に適合しない場合は、再検査を受ける必要があります。

### ④ 許可証の交付

- 施設検査後、基準に適合していれば、許可証が交付されます。
- 交付までには、検査で基準適合を確認後、概ね10日程度かかります。



### ⑤ 営業開始

- 許可証は、お店のよく見える位置に**かならず**掲示してください。
- 紛失しても再発行できませんので、失わない

### ⑥ 営業後の手続


- 申請内容に変更が生じた場合は、変更届、営業をやめるときには、廃業届が必要です。
- 移転や改築等の際は、かならず事前に保健所へご相談ください。
- 営業許可の有効期限が満了する前に、更新



## ～飲食店など食品関係のお店を開業するには？～

- ◆ 食品衛生法の規定により、許可業種（裏面の32業種）を開業するためには、保健所長の許可を受けなければなりません。
- ◆ 申請手続きは、固定施設（店舗、製造所、自動販売機など）であれば営業施設の所在地を管轄する保健所、自動車による営業であれば自動車の保管場所、露店等による営業であれば主たる営業地を管轄する保健所に行ってください。

### 【営業許可申請時の主な注意事項】

- 営業施設は、**営業目的以外の用途には使用できません**ので、家庭用の台所との兼用は認められません。
  - 調理等に**水道水以外の水**を使用する場合は、公共井戸取締条例（昭和24年京都府条例第14号）に基づく**届出をするとともに、事前に水質検査を受け、「飲用に適する水」であることをかならず確認**しておいてください。  
また、水質検査成績書は、営業許可申請時の添付書類として必要です。必要な検査項目は、保健所に確認してください。
  - 「**未処理のふぐ**」を販売される場合は、京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）に基づく**手続きが別途必要**となりますので、保健所にご相談してください。
  - **保健所に直接持参される場合は**、申請に必要な書類を京都府の各保健所で入手するか京都府のホームページでダウンロードして、申請書等に所定の事項を記入し、手数料相当額の**納付済証**を一緒に提出してください。
  - **電子申請の場合は**、厚生労働省のホームページ「食品衛生申請等システム」から申請することができます。  
施設の確認検査までに手数料相当額の**オンライン納付**又は**納付済証の提出**が必要となります。
- 食品衛生申請等システム  オンライン納付 
- 食品衛生申請等システム <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>  
オンライン納付 <https://ttzk.graffer.jp/pref-kyoto/smart-apply/apply-procedure-alias/shokuhin-kyoka-tesuryo/door>

### 注1

営業許可を受けるためには、営業しようとする施設が「施設基準に適合」することが必要です。施設基準はそれぞれの業種で異なりますので、施設に必要な構造・設備等については、事前に保健所までお問い合わせください。

### 注2

#### ～食品衛生責任者の資格とは？～

次の①～③のいずれかに該当する必要があります。

- ① 栄養士、調理師、製菓衛生師、食品衛生管理者、食鳥処理衛生管理者もしくは、船舶料理士の**資格を持っている**こと。
- ② 薬剤師、獣医師等の**資格を持っている**か、大学等で**所定の課程を修めている**こと。
- ③ 食品衛生責任者の資格取得のための、**指定養成講習会の修了者である**こと。

～こんな場合は手続きが必要です！～

事 項	手 続 き	備 考
<p>営業者の姓名・住所 法人の名称・本社所在地・ 代表者名 営業所の屋号などを 『変更した』場合</p> <hr/> <p>食品衛生責任者を 『変更した』場合</p>	<p>すみやかに 『<b>営業許可申請書 (変更)</b>』を提出してください。</p>	<p>① 営業許可証の記載事項の変更に伴い、営業許可証明書の発行もできます。</p> <p>② 法人の場合、登記事項証明書の写しが必要です。</p> <p>③ 姓名の変更の場合、住民票等が必要です。</p> <hr/> <p>① 食品衛生責任者(注2)の資格を証する書類又は誓約書が必要です。</p>
<p>営業所を 『<b>改装する</b>』場合</p>	<p><b>事前にならざるご相談願います。</b></p>	
<p>営業所を別の場所に 『<b>移転する</b>』場合</p>	<p>旧営業所 ⇒ 『<b>営業許可申請書(廃業)</b>』を提出してください。 新営業所 ⇒ 新たに『<b>営業許可申請(新規)</b>』が必要です。</p>	
<p>『<b>営業者が変わる</b>』場合 (事業譲渡を除く)</p>	<p>旧営業所 ⇒ 『<b>営業許可申請書(廃業)</b>』を提出してください。 新営業所 ⇒ 新たに『<b>営業許可申請(新規)</b>』が必要です。</p>	
<p>営業者の死亡、事業譲渡 法人の合併・分割 等により、 地位を『<b>承継する</b>』場合</p>	<p>『<b>地位承継届</b>』 を提出してください。</p>	<p>① 必要書類等については、保健所までお問い合わせください。</p> <p>② 営業許可証の記載事項の変更に伴い、営業許可証明書の発行もできます。</p>
<p>営業所を 『<b>廃業する</b>』場合</p>	<p>『<b>営業許可申請書 (廃業)</b>』を提出してください。</p>	<p>① 営業許可証をかならず添付してください。</p>

★厚生労働省のホームページ「食品衛生申請等システム」から申請できます。  
<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



～営業許可を必要とする業種一覧～

飲食店営業、調理の機能を有する自動販売機、食肉販売業、  
 魚介類販売業、魚介類競り売り営業、集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、  
 食肉処理業、食品の放射線照射業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、  
 乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業、  
 冰雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製  
 造業  
 豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製  
 造業  
 冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業

★ 取扱品目によって「食品衛生管理者の設置」が義務づけられている業種もありますので、保健所で確認してください。